

ビジネスコンプライアンス検定 上級 問題集 追補情報のご案内

株式会社サーティファイ

法改正（平成28年1月1日時点で施行されている法令に基づく）により本書内容を一部追加・修正・削除いたしました。第4版第1刷をお持ちの方は、以下の追補情報に従い、読み替えを行ってくださいますようお願い申し上げます。

<追加・修正・削除箇所について>

- ・下線部が追加・修正箇所です。
- ・二重線が削除箇所です。

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
39	問題 18 B氏 2行目	（21条4項、5項）	（21条 4 6項、 5 7項）
56	問題 14	4： 大量保有報告制度とは、上場企業の株式を発行済み株式の10%以上保有した際に、金融庁、証券取引所などに保有株式、資金の出所などを記載した書類（大量保有報告書）の届出を義務付ける制度である。	4： 大量保有報告制度とは、 <u>自社で保有する自社株式以外に</u> 、上場企業の株式を発行済み株式の10%以上保有した際に、金融庁、証券取引所などに保有株式、資金の出所などを記載した書類（大量保有報告書）の届出を義務付ける制度である。
82	問題 14	4： 不適切。大量保有報告書の届出が義務付けられているのは、上場企業の株式を発行済み株式の5%以上保有した場合である。大量保有報告制度は、不当な買い占めなどを防止し、一般投資家を保護するために設けられたもので、一般的に「5%ルール」と呼ばれている。	4： 不適切。大量保有報告書の届出が義務付けられているのは、 <u>自社で保有する自社株式以外に</u> 、上場企業の株式を発行済み株式の5%以上保有した場合である。大量保有報告制度は、不当な買い占めなどを防止し、一般投資家を保護するために設けられたもので、一般的に「5%ルール」と呼ばれている。